

報告書概要とその後の動き

電動シャッター動作時の事故（平成30年9月報告書公表）

【事案の概要】

消費者安全調査委員会では、車庫の電動シャッターに挟まれて重傷を負った事故について、事故等原因調査の申出を受けた。電動シャッター動作時の事故について情報を収集した結果、死亡又は重傷を負った事故は、平成13年6月から平成29年7月までに申出の事故を含めて27件発生していた。

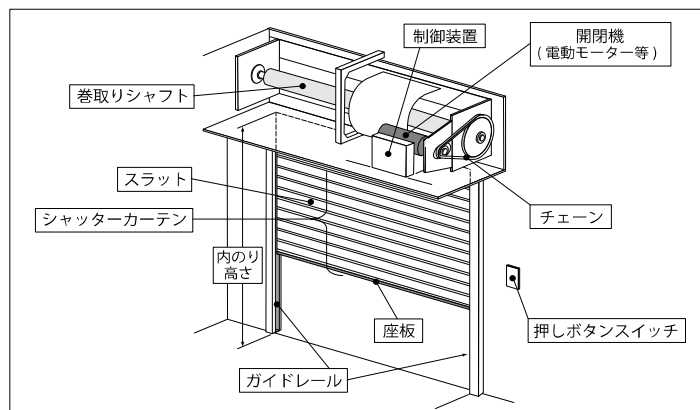


図 電動シャッターの構造と各部の名称（例）

※ 本報告書における電動シャッターは、電動モーター等で構成される開閉機の利用して、巻取りシャフトを回転させ、シャッターカーテン（図 参照）を上昇又は降下させる仕組みを持ち、出入口に設置されるものをいう。ただし、建築基準法に規定のある防火シャッター及び防煙シャッターを除く。

【結論】

事故情報を収集した結果、何らかの理由により被災者がシャッターカーテン下部にいる状態で、シャッターカーテンが降下し続けた事故と、またはチェーンが切れたことによりシャッターカーテンが落下した事故が発生していた。

その原因として、前者はシャッターカーテン下の障害物を感知する装置が設置されておらず、又は設置されていたものの作動しなかった、後者は、急降下停止装置が装備されていない電動シャッターにおいて設置から年数が経過しているものの、点検が十分になされていなかった。

多くの製造業者で平成7年頃の出荷分から、障害物を感知する座板スイッチが標準で装備されており、その後、座板スイッチに代わり負荷感知装置が標準装備された電動シャッターも販売されている。また、急降下停止装置は、標準装備時期に差はあるものの平成16年から平成26年までの間に装備された。しかしながら、電動シャッターは、20年以上使用されることもあり、安全装置が標準装備になっていない平成7年頃以前に設置されたものも現在使用されていると考えられる。また、多くの製造業者は、直接所有者への点検を促進する活動ができていないと推定される。

このように、安全性が十分に確保されていない電動シャッターも使用されていることに加え、運用実態調査の結果を踏まえれば、電動シャッターに対する使用者の安全に関する意識は高いとはいえない。

本事案の報告書は、調査委員会のウェブサイトで公表しています。

https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_014/pdf/report_014_180928_0002.pdf

【調査委員会の意見（要旨）】

1. 経済産業大臣への意見

（1）安全装置について

- ① 新たに設置される電動シャッターへの安全装置の徹底
障害物を感知する装置及び急降下停止装置の装備されるよう製造業者に促すべき。
軽量シャッターのJISに規定することを検討すべき。
障害物を感知する装置の故障時の対応として、フェイルセーフや機能制限方策を取り入れるよう製造業者を促し、JISに規定することを検討すべき。
- ② 既に設置されている電動シャッターへの安全装置の付加
可能な限り安全装置が付加されるよう、製造業者を促すべき。
安全装置の付加が困難な場合は、ボタン操作をホールド・トゥ・ラン方式に切替わる機能の変更と開発を製造業者に促すべき。
- ③ 安全装置の安全性向上
安全装置の一つ光電センサーの安全性が十分に確保されるよう、製造業者に改善を促すべき。

（2）リモコンについて

リモコンの操作ボタンが意図せず押されることを防止できるよう、ツーアクション方式にするなど安全性を高め、その動作性能をJISに規定することの検討をすべき。

（3）シャッターカーテン下部の視認性について

新たに設置される電動シャッターについては、操作位置からシャッターカーテン下部の視認性の確保や既設シャッター下部の視認性が低い場合は、ミラー等の設置を製造業者に促すべき。

（4）保守点検について

所有者情報の収集を図り、所有者に保守点検を勧めるよう、製造業者に促すべき。

2. 消費者庁長官への意見

（1）電動シャッターを所有または使用する消費者への周知

本報告書を参考に、既設シャッターの危険性や定期点検の必要性を周知し、製造業者等への相談など具体的な行動を取るよう、消費者に促すべき。

（2）電動シャッターを利用する消費者へ、事故の危険性や動作時の注意事項を周知すべき。

【その後の動き】



経済産業省対応

- （一社）日本シャッター・ドア協会に対して令和元年10月付で「電動シャッター動作時の事故防止の取組等について」の要請を実施。
令和2年9月に（一社）日本シャッター・ドア協会に対して要請文書の進捗を確認し、継続して状況把握を行っている。
- JIS A 4704 軽量シャッター鋼製部材、JIS A 4705 重量シャッター鋼製部材を令和2年8月に改正した。
- 現状、（一社）日本シャッター・ドア協会会員会社の全製品の安全装置は、JIS（令和2年8月）改正基準で対応されている。（令和3年9月確認）

消費者庁対応

- 地方公共団体の消費者行政担当部局宛に平成30年10月付通知で、消費者への周知を依頼した。
- 「電動シャッター動作時の事故に注意！」平成30年10月付プレスリリースを発売した。